

(1) 盛岡市教育委員会教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により、第一教育長職務代理者及び第二教育長職務代理者の指名を行うものである。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

- 2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(2) 教育委員会の会議における委員の議席の指定について

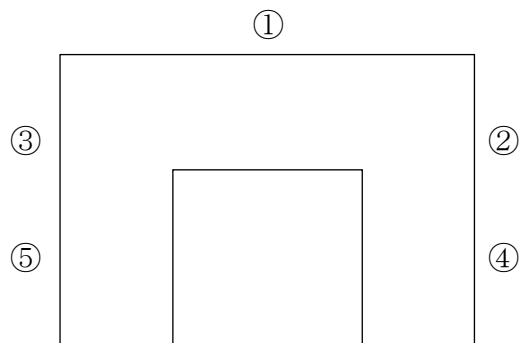
盛岡市教育委員会会議規則第3条の規定により、会議における議席の指定を行うものである。

○盛岡市教育委員会会議規則（抜粋）

（議席の決定）

第3条 委員の議席は、教育長が定める。

【盛岡市教育委員会会議議席図】



- ① 多田教育長
- ② 玉川委員
- ③ 佐々木委員
- ④ 安藤委員
- ⑤ 岩館委員

(3) 教育長報告

年月日	曜	時刻	行事名	場所
23/09/27	水	14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室
23/09/28	木			
23/09/29	金	14:00	教育委員会委員任命辞令交付式	本庁舎 市長応接室
23/09/30	土	8:00	高松宮賜杯第67回全日本軟式野球大会開始式	きたぎんボールパーク
		11:30	第46回華道家元池坊東北六県連合花展式典	トーサイクラシックホール岩手4階 会議室
23/10/01	日	11:00	好摩地区公民館落成記念式典	好摩地区公民館
		12:00	好摩地区公民館落成記念祝賀会	好摩体育館
23/10/02	月	13:00	【市議会】招集初日	本庁舎 議場
23/10/03	火	9:15	副市長就任式	本庁舎 8階大ホール
		12:10	先人ゆかり給食	厨川小学校
23/10/04	水			
23/10/05	木	10:30	【市長代理】河南中学校70周年記念式典	トーサイクラシックホール岩手 大 ホール
23/10/06	金	10:00	【市議会】代表質問	本庁舎 議場
23/10/07	土			
23/10/08	日			
23/10/09	月			
23/10/10	火	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
23/10/11	水	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
23/10/12	木	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
23/10/13	金	10:00	【市議会】議案質疑	本庁舎 議場
		18:30	見前小学校150周年記念祝賀会	ホテルメトロポリタン盛岡
23/10/14	土			
23/10/15	日	9:50	ドリーム・ベースボール(少年少女ふれあい野球教室開会式)	きたぎんボールパーク
23/10/16	月			
23/10/17	火	10:00	【市議会】教育福祉常任委員会	本庁舎 委員会室
23/10/18	水	8:30	市教委学校訪問③	厨川中学校
23/10/19	木	15:00	【協議会】東北都市教育長協議会第2回役員会(10/19~20)	アインパルラ浦島(宮城県大崎 市)
		17:10	【協議会】東北都市教育長協議会懇談会	アインパルラ浦島(宮城県大崎 市)
23/10/20	金	9:00	【協議会】東北都市教育長協議会研修視察	宮城県大崎市内
23/10/21	土	9:30	厨川小学校150周年記念式典	厨川小学校
		14:00	厨川小学校150周年記念祝賀会	ホテルメトロポリタンニューウイン グ
23/10/22	日			
23/10/23	月	13:00	【市議会】定例会最終日	本庁舎 議場
23/10/24	火	18:00	盛岡市教育委員会とアールラム大学との教育交流50周年記念祝賀会	サンセール盛岡
23/10/25	水	9:30	手代森小150周年松本協賛会長来訪	都南分庁舎 教育長室
		14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室

(4) 令和5年10月市議会定例会の概要について

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
10月6日 (金)	<代表質問>			
	1 千葉伸行 (盛友会)		【市長挨拶について】	
		市長	・学校給食については、公平感の高い制度とする必要があると考えるが所見を伺う。	学務教職員課
		市長	・今後の校内教育センター整備の方向性と、未設置の中学校や、小学校への設置に対する課題について示せ。	学校教育課
		市長	・多様な学びの確保と経済的負担の公平性に対する所見を示せ。	学校教育課
		市長	・いじめゼロの趣旨は認知件数をゼロにするということではなく、いじめ行為をゼロにするという概念的表現と受け止めてよいか伺う。	学校教育課
		市長	・認知件数の増加がいじめ行為の増加ではないことの理解を促すことを含めて、いじめゼロを発信するべきと考えるが、所見を示せ。	学校教育課
		市長	・多世代間交流としての祭りや伝統芸能の継承への支援について所見を伺う。	交流推進部観光課・歴史文化課
	2 兼平孝信 (創盛会)		【市長挨拶について】	
		市長	・学校給食への考えについて伺う。また、無償化における財源の確保等の考えについて伺う。	学務教職員課
		市長	・学びの中心である学校の在り方についての考えを示せ。	学校教育課
	3 神部伸也 (共産党)		【市長挨拶について】	
		市長	・小学校給食について、給食費を無償化することの所見を伺う。	学務教職員課
		市長	・中学校給食について、完全給食を実施することの所見を伺う。	学務教職員課
		市長	・小中学校親子方式給食の実施についての所見を伺う。	学務教職員課
		市長	・中学校給食について、給食費を無償化することの所見を伺う。	学務教職員課
		市長	・学校給食の無償化についてのスケジュールを伺う。	学務教職員課
		市長	・登校できない子供たちの多様な学びを支援するには、フリースクールなどが大きな役割を果たしており、運営上からも保護者の負担からも財政的な支援が必要であると訴えてきたが、所見を示せ。	学校教育課
		市長	・普通教室と特別教室へのエアコンの設置状況と特別教室及び小学校の単独調理場へのエアコン設置に対する市長の所見を示せ。	総務課・学務教職員課
	4 中村 亨 (市政クラブ)		【市長挨拶について】	
		市長	・「学校給食を完全実施する」とは給食自由選択方式の実施校においてセンター方式給食になることかを伺う。	学務教職員課
		市長	・給食費の無償化を実施する目途はいつか伺う。	学務教職員課
5 太田 隆司 (公明党)		【市長挨拶について】		
	市長	・学校給食を完全実施するために学校給食センターを早期整備する必要があると考えるが所見を伺う。	学務教職員課	
	市長	・給食費の無償化について、給食自由選択方式実施校におけるランチボックス利用世帯と弁当持参世帯との家計負担の整合性についての所見を伺う。	学務教職員課	

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
10月6日 (金)	5 太田 隆司 (公明党)	市長	・市内2か所の教育支援センターの充実を図ること、フリースクールに対する公的支援を優先すべきではないかと考えるが、所見を示せ。	学校教育課
		市長	・不登校の高校生への支援が不十分と認識しているが、市長のリーダーシップで、市独自のスクールソーシャルワーカーの設置を行うべきではないかと考えるが、所見を示せ。	学校教育課
		市長	・一人一台端末やSNSを活用した相談体制についての所見を示せ。	学校教育課
		市長	・先進事例を取り入れた相談体制の充実を図ることについての所見を示せ。	学校教育課
10月10日 (火)	<一括質問>			
	1 高橋和夫 (共産党)		【該当なし】	
	2 野田尚紀 (盛友会)		【該当なし】	
	3 佐藤明彦 (盛友会)		【該当なし】	
	4 佐藤尚弘 (維新)		【給食費無償化について】	
		市長	・給食費無償化はいつからの実施を検討しているのか伺う。	学務教職員課
		市長	・盛岡市で給食費無償化を実現できない状況をどのように分析しているのか伺う。	学務教職員課
		教育部長	・給食費無償化を実施した場合に給食費公会計化がどうなるかについて伺う。	学務教職員課
			【小中学校の夏季休業について】	
		教育長	・夏休み期間を8月末までにするなどの考えはあるか。	学校教育課
		教育長	・どのような状況になれば夏休み期間を変更するのかの指標を示せ。	学校教育課
	5 中村雅幸 (市政クラブ)		【市内小中学校の完全給食化について】	
		市長	・市内全小中学校に給食が提供できるようになる予定について伺う。	学務教職員課
		市長	・安全で衛生的に各学校に給食を提供するための設備について、課題と対応を示せ。	学務教職員課
		教育長	・給食を提供する職員の働き方について、課題と対応を示せ。	総務課・学務教職員課
			【学校に設置するエアコンについて】	
		教育部長	・新たに教室として使用しなければならない部屋や特別な環境を必要とする教室へのエアコンの設置についての考えを示せ。	総務課・学務教職員課
		教育部長	・特別教室へのエアコンの設置についての考えを示せ。	総務課・学務教職員課
		教育部長	・労働環境の改善から見た学校へのエアコンの設置についての考えを示せ。	総務課・学務教職員課
			【小学校での対外的行事について】	
		教育長	・学習指導要領の目的以上の内容を求められる、小学校での対外的な行事をどのように考えるのかを示せ。	学校教育課
		教育長	・命の危険を伴う暑さの中、主に授業以外の時間に行われている対外的行事の練習に関して、どのように考えるのかを示せ。	学校教育課

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)	
10月10日 (火)	5 中村雅幸 (市政クラブ)	教育長	・教員の「専門性が求められる競技の指導」や「大会の審判」など、教員の働き方についてどのように考えるか所見を示せ。	学務教職員課	
			【学校図書館整備施策について】		
		教育長	・今年度の盛岡市の図書整備予算額はいくらになるか示せ。	学校教育課	
		教育長	・第5次計画において文部科学省が提示する措置額と実際の執行額はどのようになっていたか示せ。	学校教育課	
		教育長	・措置額と執行額が乖離した原因はどのような点があるか示せ。	学校教育課	
		教育長	・古い図書の廃棄方針を示せ。	学校教育課	
		教育長	・読書推進活動と学校図書を充実するための考えを示せ。	学校教育課	
	6 鈴木聖子 (公明党)			【市民の健康づくりについて】	
		教育長	・文書の配布のみならず、学校における学習において、子宮頸がんワクチンの情報を十分に伝える必要があると考えるが教育委員会の考えを示せ。また、今後の対応について示せ。	学校教育課	
		教育長	・児童生徒の朝食の摂取についてどのように把握しているか示せ。また、現状の認識について示せ。	学校教育課	
				【教育環境の整備について】	
				(1) 市内小中学校校舎の老朽化対策について	
		教育部長	・令和5年度改修予定で、設計段階に至らない学校はあるか。	総務課	
		教育部長	・令和5年度対象校の完成までの見通し	総務課	
		教育部長	・改修の優先順位の基準はどのようなものか。	総務課	
				(2) 厨川小学校校舎の現状と今後の修繕の方向性について	
		教育部長	・厨川小学校校舎の工事終了の予定はいつか。	総務課	
教育部長	・体育館の改修工事の予定はいつか。	総務課			
教育部長	・厨川小学校の雨漏り箇所の対応と、把握について	総務課			
教育部長	・老朽化により学校生活に影響を及ぼしている学校について	総務課			
10月11日 (水)	7 細川由香里 (無所属)		【該当なし】		
	8 寺長根浩 (創盛会)		【該当なし】		
	9 縄手豊子 (令和)		【学校給食について】		
		市長	・給食費の無償化について所見を伺う。	学務教職員課	
		教育部長	・保健室で必要な人には配布しているからいいのではなく、今こそ盛岡市での学校において子ども達に必要な、トイレでの無料配布について、所見を示せ。	学校教育課	
	10 三田村亜美子 (共産党)		【気候危機】		
		市長	・給食センターの建設計画では、CO2排出量について比較検討を行うよう、見直しをするべきではないか。	学務教職員課	
11 庄子春治 (共産党)		【該当なし】			

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)	
10月12日 (木)	12 鈴木 努 (共産党)		【該当なし】		
	13 浅沼克人 (盛友会)		【該当なし】		
	14 豊村徹也 (創盛会)		【子育て環境整備について】		
		市長	・中学校給食の完全実施が二期目の任期中に実施可能か伺う。	学務教職員課	
		教育長	・市長公約に関する教育長の感想を伺う。	総務課・学務教職員課 学校教育課	
			【学校給食のセンター方式について】		
		教育部長	・盛岡市学校給食センターの運営を受託している事業者の経営状況と契約内容について伺う。	学務教職員課	
		教育部長	・契約内容において、食材費や人件費などの上昇リスクをどのように分担する仕組みなのか伺う。	学務教職員課	
			【中央公民館使用料について】		
	教育部長	・老人クラブや老人クラブ連合会が、なぜ、減免対象にならないのか伺う。	生涯学習課		
＜一問一答＞					
1 野中靖志 (市政クラブ)		【該当なし】			
2 池野直友 (公明党)		【該当なし】			
3 田山俊悦 (盛友会)		【該当なし】			

(5) 専決処分の報告について

1 報告の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により専決処分したものについて、同条第 2 項の規定により10月市議会定例会に報告事項として提出したので、報告するものである。

2 専決処分の内容

- (1) 盛岡市立図書館耐震改修及び大規模改修（建築主体）工事の一部設計変更に伴う契約の変更（報告第 110 号）
- (2) 盛岡市立図書館内部空間等制作業務委託その 1 の一部設計変更に伴う契約の変更（報告第 111 号）
- (3) 損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて（報告第 113 号）

3 報告書

別紙のとおり

報告第 110号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年10月 2 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

下記業務の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

業 務 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立図書館耐震改修及び大規模改修 (建築主体) 工事	契約金額 「 518,677,500円」を 「 527,395,000円」に改める。	令和 5 年 9 月 14 日

報告第 111号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年10月 2 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

下記業務の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

業 務 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立図書館内部空間等制作業務委託その 1	契約金額「197,780,000円」を「198,974,600円」に改める。	令和 5 年 9 月 14 日

報告第 113号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年10月 2 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 9 月15日

盛岡市長 内 舘 茂

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金27,500円也
- 3 損害賠償の原因

令和 5 年 6 月29日、盛岡市津志田西二丁目地内の有料老人ホームにおいて、市有移動図書館車を発進する際、車体左後方部が当該施設のパンフレットケースに接触し、パンフレットケースを損傷したことによる。

議案第 22 号

盛岡市先人記念館協議会委員の委嘱について

盛岡市先人記念館条例（昭和62年条例第21号）第18条の規定に基づく盛岡市先人記念館協議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和5年10月25日提出

盛岡市教育委員会教育長 多田英史

委嘱（令和5年11月1日付け）

氏名	住所	生年月日	区分
及川 亜希子			知識経験を有する者
工藤 健			知識経験を有する者
佐々木 民夫			知識経験を有する者
佐々木 洋子			知識経験を有する者
藤井 茂			知識経験を有する者
関村 和絵			社会教育
佐藤 康之			家庭教育
佐々木 秀一			学校教育
佐藤 均			学校教育
高橋 克壽			学校教育

提案理由

委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱しようとするものである。

盛岡市先人記念館協議会委員名簿

令和5年11月1日現在（区分ごと五十音順）

	氏名	推薦団体または所属	役職	区分	備考
1	おいかわあきこ 及川 亜希子	株式会社岩手日報社	編集局文化部長	知識経験を有する者	新規
2	くどうたけし 工藤 健	岩手県立博物館	専門学芸調査員	知識経験を有する者	
3	きさきたみお 佐々木 民夫	盛岡市芸術文化推進審議会	会長	知識経験を有する者	
4	きさきようこ 佐々木 洋子	盛岡商工会議所	地域振興部長	知識経験を有する者	新規
5	ふじいしげる 藤井 茂	一般財団法人新渡戸基金	理事長	知識経験を有する者	
6	せきむらかずえ 関村 和絵	盛岡市社会教育委員	委員	社会教育	
7	きとうやすゆき 佐藤 康之	盛岡市PTA連合会	顧問	家庭教育	
8	きさきしゅういち 佐々木 秀一	盛岡市中学校長会 (盛岡市立飯岡中学校長)	副会長	学校教育	
9	きとうひとし 佐藤 均	盛岡市小学校長会 (盛岡市立河北小学校長)	行財政部長	学校教育	
10	たかはし 高橋 かつと 高橋 克壽	岩手県高等学校長協会 (岩手県立盛岡商業高等学校長)	常任理事	学校教育	

任期：令和5年11月1日から令和7年10月31日まで